

## ADRの現場から

166

不動産会社が知つておくべき  
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースが多くあるが、ここではADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことである。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

改めて、ADRとは「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るためにつくられた制度であり、その特徴であると共に通常の裁判との違いは、「当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す」ということである。裁判を起す」もしくは「面倒ごとは嫌なので泣き寝入りをする」という両極端な二択の中間的な判断として「まずは話し合いによる解決を目指す」という選択肢を消費者ができるようになります。また、裁判は費用がかかりすぎてしまうため、コストから、裁判でなくADRを選択する人もいます。今は、本来であれば裁判をしたかったが、多額の費用がかかるところから、ADRを選択したケースです。コストのみならず、裁判などと相手の落ち度を立証しなければならず、そこに多大な労力がかかるしまつということも、ADRを選んだ一因となりました。

だ相談事例を紹介します。

## 日本不動産仲裁機構

が、退去の精算書として、約800万円の請求が届きました。そのような多額の費用は支払えないというと、何度も被害を受けたA氏です。A氏は神戸市内の商店街で飲食店を営んでいましたが、商店街の向かい側で大規模なマンション建設があり、建設前の解体工事の振動でA氏の建物に損傷が生じてしましました。苦情を入れて損害金の支払いを受けましたが、その後の工事で更に損傷が増え、その補修を求めたものの、業者側から恫喝を受けるなどしている状況となっていました。

いました。約1年間、書面や

管理会社からの電話などで注意を行ってきましたが、全く改善されませんでした。最後は、1階の店舗に悩まされていました。中華料理屋を営んでおり、日々調理のにおいがしたり、勝手に共用部分に排煙窓などの改修をしたりと悩まされました。約1年間、書面や電話などで注意を行っていましたが、全く改善されませんでした。ここでは紹介した事例は、トラブル相談の際、本来であれば裁判をしたかったが、多額の費用がかかるところから、ADRを選択したケースです。

これによつて、裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるとともに、トラブルが発生した際に「覚悟を決めて裁

## コスト面からADRを選択した事例